

## ～児童手当制度拡充のお知らせ～

# 令和6年10月分(12月支給)より児童手当の制度が、拡充されます。

※支給にあたっては、申請が必要な場合と不要な場合がありますので、必ず裏面の申請手続きをご確認ください。

### 1. 制度拡充の内容

#### ① 支給対象年齢拡大

**18歳まで(平成18年4月2日以降生まれ)の児童**(以下、「高校生年齢以下児童」と表記)がいる世帯が支給対象となります。

#### ② 所得制限の撤廃

**上記①に該当する全世帯が支給対象**となります。

#### ③ 多子加算の拡充

**第3子以降の児童**は1人あたりの支給額が**一律3万円**となります。

#### ④ 算定児童の年齢拡充

**算定児童が18歳～22歳(平成14年4月2日生まれ～平成18年4月1日生まれ)の児童**(以下、「大学生年齢児童」と表記)となります。

◆算定例◆

年齢	算定	支給金額
21歳	第1子	
17歳	第2子	10,000円
14歳	第3子	30,000円

年齢	算定	支給金額
23歳		
17歳	第1子	10,000円
14歳	第2子	10,000円

#### ⑤ 支給日が2か月に1回

**2月、4月、6月、8月、10月、12月**、各月の10日(ただし、土日祝日の場合は前日)が支給日になります。

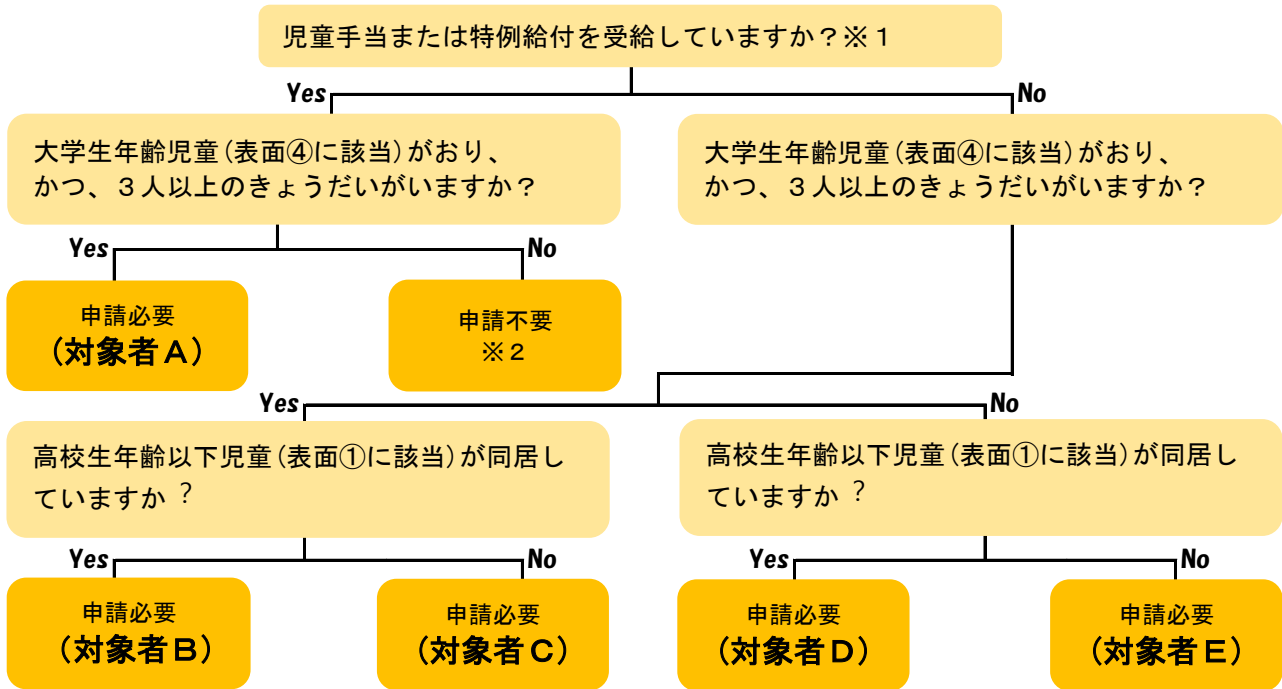
なお、振込通知書は送付しませんので、振込口座の通帳を記帳するなど入金のご確認をしてください。

### 2. 支給額

年齢	支給額(1人あたりの月額)	
	第1子・第2子	第3子以降
3歳未満	15,000円	30,000円
3歳以上～高校生	10,000円	

お問合せ先 須賀川市教育委員会事務局こども課子育て支援係  
TEL 0248-88-8114 (受付時間 平日8:30から17:15)

### 3. 申請必要有無の確認フロー



- ※1 公務員の方は勤務先、生計の中心者が須賀川市以外に住民票がある方は住民票がある市区町村の窓口で手続きの確認をしてください。
- ※2 高校生年齢がいる世帯や第3子以降の児童がいる世帯、特例給付を受給している世帯で増額対象となる場合は、職権で増額とし、額改定認定通知書を令和6年12月の支給日までに送付します。

### 4. 申請手続き

下記の提出書類を須賀川市こども課子育て支援係宛に郵送または窓口に直接提出してください。



#### 提出書類

(詳細は右の市ホームページをご覧ください。「児童手当制度改正」)

#### ●対象者A

- ・ 監護相当・生計費の負担についての確認書

#### ●対象者B

- ・ 児童手当認定請求書
- ・ 監護相当・生計費の負担についての確認書

#### ●対象者C

- ・ 児童手当認定請求書
- ・ 監護相当・生計費の負担についての確認書
- ・ 別居監護申立書(支給対象児童のうち住民票上他市に在住している児童分について記入してください。)

#### ●対象者D

- ・ 児童手当認定請求書

#### ●対象者E

- ・ 児童手当認定請求書
- ・ 別居監護申立書(支給対象児童のうち住民票上他市に在住している児童分について記入してください。)

### 5. 申請期限

**令和6年11月15日(金)**

申請期限を過ぎても令和7年3月31日(必着)までに申請があった場合は令和6年10月分から遡って支給します。なお、令和7年4月1日以降の申請となる場合は申請月の翌月分からの支給となりますのでご注意ください。